

## 【電子入札に参加する案件による準備について】

### 物品・役務(設計等を除く)

ICカードの準備が必要	ID・パスワードによる簡易認証での準備が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 160 万円を超える物品の購入</li> <li>概ね 250 万円を超える物品の製造請負</li> <li>概ね 200 万円を超える物品の修繕</li> <li>概ね 50 万円を超える不用物品の売払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 10 万円以上 160 万円以下の物品の購入</li> <li>概ね 10 万円以上 250 万円以下の製造請負</li> <li>概ね 50 万円以下の不用物品の売払い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 80 万円を超え、かつ、借受期間が 3 カ月以上の車両レンタル ※ 車両リースは含みません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 50 万円以上 80 万円以下、かつ、借受期間が 3 カ月以上の車両レンタル ※ 車両リースは含みません</li> </ul>

### 設計等

ICカードの準備が必要	ID・パスワードによる簡易認証での準備が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 100 万円を超える測量、地質調査、設計等の契約案件</li> </ul>	/

### 工事・道路維持除雪

ICカードの準備が必要	ID・パスワードによる簡易認証での準備が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 250 万円を超える工事の契約案件 ※ 経常 JV は、代表企業が単体工事の IC カードとは別に経常 JV 用の IC カードを準備する必要がある</li> <li>契約管理課が行う道路維持除雪(特定 JV)の契約案件 ※ 代表企業のみ(単体工事で利用者登録してある IC カードを使用する)</li> </ul>	/

IC カードに関する詳細については、同ホームページ「電子入札システム利用のための準備」ページ内の「IC カードの準備に関する詳細」を参照してください。

IC カードまたは ID・パスワードを使用して入札に参加するには、利用者登録を済ませておく必要があります。詳しくは、同ホームページ「電子入札システム利用のための準備」ページ内の「6. 利用者登録」を参照してください。

IC カードまたは ID・パスワードの準備に該当しない案件は、各担当部署が直接行う契約案件となります。各担当部署に直接お問い合わせください。

企業局(交通局・水道局・病院局)では、一部扱いが異なります。詳しくは、各企業局にお問い合わせください。